

令和4年度ふじみ野市立放課後児童クラブにおける  
新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置

1 連続した休室

昨年度に続き、当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした場合に限り、連続した休室を可能とします。

2 休室単位の変更（ひと月のみ ⇒ ひと月及び半月）

令和4年4月分から、当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした場合に限り、新たに半月毎の休室を可能とします。

(1) 休室の単位

① ひと月

翌月のひと月を休室する場合

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

翌月の前半のみ休室する場合

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

翌月の後半のみ休室する場合

(2) 単位毎の申請方法

① ひと月の場合

休室する前月の20日までに休室届を提出

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

休室する前月の20日までに休室届を提出

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

休室する当月の5日までに休室届を提出

(3) 申請した場合の保育料の取り扱い

① ひと月の場合

翌月の保育料を全額減免

② 月の前半（1日から15日まで）【新】

翌月の保育料を半額減免

③ 月の後半（16日から月末まで）【新】

当月の保育料を半額減免

【例】 令和4年4月を休室する場合

令和4年3月		令和4年4月			
20日		1日	5日	15日	16日 月末
ひと月分	申請	ひと月分の保育料を減免			
月の前半分 (1日から15日まで)	申請	保育料を半額減免			
月の後半分 (16日から月末まで)		申請	保育料を半額減免		